

入札及び契約心得

航空自衛隊

第4術科学校
業務部会計課

29. 7. 1

目 次

1	目的	1
2	通則	1
3	入札参加資格	1
4	公告等	1
5	入札等	1
6	入札参加時の注意事項	2
7	無効の入札	3
8	暴力団排除に関する誓約事項	3
9	開札及び落札等	3
10	入札保証金	4
11	同等品申請	4
12	工事契約に係る入札金額の内訳書の提出	4
13	契約の締結	5
14	契約保証金	5
15	権利義務の譲渡等	5
16	納入	6
17	納期（履行）遅延	6
18	契約解除	6
19	代金の請求と支払	6
20	排除対象者から不当介入を受けた場合の措置	7
21	その他	7
	暴力団排除に関する誓約事項(別紙第1)	8
	暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者(別紙第2)	9
	工事費内訳書(別紙様式第1)	10
	工事費内訳書(別紙様式第2)	11
	工事費内訳書(別紙様式第3)	12

第1 目的

この心得は、航空自衛隊第4術科学校会計課契約担当官（以下「契約担当官」という。）との間で実施する、請負、売買その他の契約について、入札に参加しようとする者、随意契約の相手方になろうとする者及び契約を締結した者（以下、「入札参加者等」という。）が承知し、遵守すべき事項を定め、契約の締結及び履行を円滑に行うことを目的とする。

第2 通則

入札参加者等は、この心得を熟知のうえ、競争参加資格審査の申請、一般競争契約の入札、指名競争契約の入札、随意契約の見積書の提出及び契約の締結を行い、かつ、これらに関する義務の履行又は権利の行使にあたらなければならない。

第3 入札参加資格

一般競争入札又は指名競争入札に参加するためには、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）又は装備施設本部が発行する資格決定通知書を提出し、契約担当官が認めた者でなければならない。ただし、随意契約による場合又は契約担当官が必要と認めた場合はこの限りではない。

第4 公告等

(1) 一般競争に付そうとする場合は、次に掲げる事項を記載した公告を入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前までに掲示する。但し、緊急を要するとき又は再度公告入札を行う場合は、その期間を5日前までに短縮することがある。

ア 競争入札に付する事項

イ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ウ 競争条項等を示す場所

エ 競争入札執行の場所及び日時

オ 保証金に関する事項

カ 入札の無効に関する事項

キ 契約書作成の要否

ク その他必要な事項

(2) 指名競争又は随意契約によろうとする場合は、第1項に掲げる事項のうち必要となる事項を入札（見積）通知書により直接通知する。

第5 入札等

入札等は、次の各号によるものとする。

- (1) 公告等で定められた入札への参加又は随意契約の商議に応じる場合は、当該公告等に定められた日時及び場所に印鑑・筆記具・入札書等を持参するものとする。
- (2) 代理人を差し向ける場合には、当該契約目的についての経験、知識及び技術等を有し、かつ、入札等価格算定能力のある者でなくてはならない。
- (3) 入札の参加者が代理人である場合には、次に掲げる内容が記載され、かつ、委任者及び代理人双方が記名押印した委任状を提出しなければならない。
- ア 代理人の氏名
 - イ 入札等の件名
 - ウ 委任された権限の細部内容
 - 例 入札書の提出に関する一切の権限
 - 入札書及び見積書の提出に関する一切の権限
 - 入札書及び見積書の提出並びに契約の締結に関する一切の権限
 - エ 委任月日又は委任期間
 - オ 委任者の住所、氏名及び役職
 - カ 提出する宛先（契約担当官の官職氏名）
- (4) 一旦提出した入札書の引換、変更又は取消（以下「取消等」という。）をすることはできない。ただし、郵送による場合の入札で、入札日時以前に取消等を申し出た場合はこの限りではない。
- (5) 入札の日時に遅れた場合は、入札に参加することができない。ただし、遅れたことについて真にやむを得ない理由があり、入札前において、契約担当官がやむを得ないと判断した場合に限り、入札参加者同意のもと、入札に参加することを認める場合がある。
- (6) 契約担当官が郵便による入札を認めた場合で、郵便により入札に参加しようとする者は、公告に記載された照会先の担当者（以下「担当者」という。）へ郵便による入札参加を伝えるとともに、次に掲げる事項を厳守し、入札書を郵送するものとする。郵送による入札の際の再入札は、辞退したものと取り扱う。
- ア 入札書を内封筒に封入し、外封筒の表面に「入札書在中」と朱書きする。
 - イ 書留又は配達証明郵便等により、入札期日の前日までに到着するように契約担当官宛に送付する。

第6 入札参加時の注意事項

- (1) 入札室への入室後は、他者との私語を禁止する。
- (2) 入札時の途中退室は原則として認めない。ただし、あらかじめ担当者を通じて契約担当官の許可を得た場合については、この限りではない。

第7 無効の入札

次の各号の一に該当する入札等は無効とする。

- (1) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者又は所定の額に達しない者
- (2) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (3) 郵便による入札を認めない場合の郵便による入札
- (4) 総額（単価）で決定すべき入札に、総額（単価）の入札金額の未記入又は訂正された入札書
- (5) 談合等により、他人の競争入札を妨げた者又は担当者の職務を妨害した者
- (6) 同一事項について、一人が二通以上の入札書を同時に提出した場合
- (7) 有効な委任状を提出していない代理人のなした入札
- (8) 入札書の記載事項及び入札金額が不明又は不明瞭な入札
- (9) 入札に関する条件に違反した場合
- (10) 次項に定める誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

第8 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者等は、入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出を以って、入札及び契約心得の内容の承諾及び別紙第1「暴力団排除に関する誓約事項」の内容（以下「誓約事項」という。）に誓約したものとし、入札書等を提出するに当たっては、入札書等に入札及び契約心得の内容を承諾している旨を記載するものとする。

第9 開札及び落札等

開札及び落札は次の各号によるものとする。

- (1) 開札は、入札執行の場所で入札者の目で行い、落札金額、落札者の氏名を明らかにする。
- (2) 落札者は、入札者のうち予定価格の制限内で最低（売払いに際しては最高）の入札金額により入札を行った相手方とする。この場合、落札者となるべき同価の入札を行った相手方が複数あるときは、抽選により落札者を決定するものとする。抽選方法等については次に掲げるとおりとする。
 - ア 同価の入札を行った相手方が、いずれも入札執行の場所にいる場合直ちにくじで落札者を決定する。
 - イ 同価の入札を行った相手方の中に、郵便による入札を行った者がいる場合は、郵便入札者は入札事務に関係のない者にくじをひかせ、同価相手方とくじで落札者を決定する。

- ウ 同価の入札を行った相手方が、いずれも郵便による入札を行った者の場合は、直ちに入札事務に関係のない者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3)開札の結果、入札価格が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札に付しても予定価格の制限に達しない場合で再度入札を継続しないと判断した場合は、再度公告入札に移行するものとする。
- (4)予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約の場合において、次のいずれかに該当するときは、予算決算及び会計令に基づき、最低価格の入札金額であっても落札者としなないことがある。
- ア 予定価格に比べて入札金額が不当に低いことにより、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- イ 最低価格の入札者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、契約の締結が著しく不相当であると認められるとき。
- (5)前項に該当する入札者は、契約担当官が実施する調査に協力しなければならない。

第10 入札保証金

入札等の際、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときには、入札保証金相当額（入札金額の100分の5）を徴収する。

第11 同等品申請

- (1)入札参加者等は、公告等により定められた入札に参加する場合又は随意契約の商議応じる際、同等品により応札する場合は、当該公告等に定められた期日までに同等品確認申請書（基地ホームページ掲載）を契約担当官宛に提出しなければならない。
- (2)前号に基づき提出された同等品確認申請書は、各分任物品管理官の審査を経て、同等品確認結果通知書により通知する。

第12 工事契約に係る入札金額の内訳書の提出

- (1)入札参加者等は公共工事の入札に参加する際は、入札金額の内訳を記載した内訳書を提出するものとする。なお、内訳書の様式は別紙様式第1から3（10頁以降）を基準とする。
- (2)内訳書に次の不備等がある場合は入札を無効とする。
- ア 入札書の提出者名の誤記（単純誤りとは認められない誤記）
- イ 工事件名の誤記（単純誤りとは認められない誤記）

- ウ 入札金額と内訳書の総額の著しい相違（単純誤りとは認められない相違等）
- エ 内訳書の全部又は一部の未提出
- オ 内訳書の未記載
- カ 他の入札参加者の内容を入手しての使用

第13 契約の締結

落札決定後、契約担当官の指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約書（2通）

契約書の内容は、契約の目的、契約金額、履行期限（納期）、契約保証金、契約の履行場所（納地）、契約代金の支払又は受領の時期及び方法、監督及び検査、履行（納期）の遅延、その他責務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金、危険負担、かし担保責任、契約に関する紛争の解決法、その他必要事項について記載し、記載後その内容を契約担当官及び契約の相手方の双方にて確認を行い、ともに記名押印する。押印後は、双方1通ずつ契約の証拠として保有する。

(2) 請書（1部）

契約金額が150万円を超えない契約において、契約担当官が不要と認められた場合については、契約書に代えて請書とすることができるものとする。

また、契約金額が50万円未満で契約担当官が必要でないと認めた場合については、請書の作成を省略することができる。

(3) 印紙の貼付

契約の内容により印紙税法の適用を受ける場合は、契約書（請書）の1部に、印紙税法に定める契約金額に応じた印紙を貼付しなければならない。

(4) 仕様書又は図面等

仕様書又は図面等を必要とする契約では、契約書（請書）に1部ずつ添付し、それぞれ割印をするものとする。

第14 契約保証金

契約保証金を免除した場合のほかは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。また、この保証金は、契約上の義務を履行しないときは国庫に帰属する。

第15 権利義務の譲渡等

契約相手方は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡、委任

又は担保に供してはならない。ただし、契約担当官に書面により申し出、承認を受けた場合はこの限りではない。

第16 納入

納入品等は、約定した納期、納入場所に納入すること。納入品等は、仕様書において特に指定のない限り、新品により納入とする。

第17 納期（履行）遅延

契約相手方は、定められた納期若しくは履行期限を過ぎて、契約物品を納入又は履行を完了する恐れがある場合には、納期（履行）遅延申請書及び理由書を契約担当官へ提出し、承認を受けなければならない。

また、契約担当官が契約相手方の責による遅延と判断した場合には、航空自衛隊標準契約条項等に規定する遅滞料を支払うものとする。

なお、本項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

第18 契約解除

契約担当官は、次の各号の一に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 契約相手方が天災地変、その他相手方の責に帰しがたい理由以外で、契約の解除を申し出たとき。
- (2) 契約相手方が、完全にこの契約の履行を行わないとき。
- (3) 契約相手方が、契約上の義務に違反したことにより目的を達成する見込みがないとき。
- (4) 第8項に定める誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- (5) その他、契約担当官が必要と認めたとき。

また、前各号により契約担当官が契約相手方の責により契約の一部又は全部を解除すると判断した場合、航空自衛隊標準契約条項等に規定する違約金を徴取する。

なお、本項は契約書又は請書等の徴取を省略したものについても適用する。

第19 代金の請求と支払

- (1) 契約相手方は、納品後速やかに請求書を分任資金前渡官吏宛に提出するものとする。
- (2) 支払の時期は、分任資金前渡官吏が契約相手方の適法な請求書を受領してから、工事の場合は40日以内、その他の場合は15日（特に約定した場合は30日）以内とする。

第20 排除対象者から不当介入を受けた場合の措置

入札参加者等自ら又は下請負者等が、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙第2）（以下「排除対象者」という。）により不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、契約担当官に報告するものとする。

第21 その他

この心得に明示していない事項、不明な点又は疑義等が生じた場合は、契約担当官に問い合わせその指示に従うものとする。

この心得は、平成29年7月1日より適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約します。

暴力団排除に関する誓約事項

- 1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは次に該当する者をいう。
法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 2 「これに準ずる者」とは次に該当する者をいう。
 - (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用などしているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

契約担当官 殿

住 所

会社名

代表者名

印

工事費内訳書

工事名	
工種等	金額 (円)
道路改良	A
土木	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	$A (a + b + c + d)$
共通仮設費	B
現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	$A + B + C + D$

契約担当官 殿

住 所
会社名
代表者名

印

工事費内訳書

工事名：

工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		

